

## 第七二回

### 参第七号

歯科技工法の一部を改正する法律（案）

歯科技工法（昭和三十年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

歯科技工士等に関する法律

第二条第一項中「矯正装置」を「きよう正装置」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第三条中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

第六条中「都道府県」を「厚生省」に改める。

第七条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第八条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、歯科技工士について前二項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に通知しなければならない。

第九条第一項及び第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に、「前条」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第十二条を次のように改める。

（試験の実施及び歯科技工士試験委員）

第十二条 試験は、厚生大臣が、毎年少なくとも一回行う。

2 試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、厚生省に歯科技工士試験委員を置く。

3 歯科技工士試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条中「歯科医師試験委員、歯科技工士試験審議会の委員」を「歯科技工士試験委員」に改める。

第十四条を次のように改める。

（受験資格）

第十四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、歯科技工に関する正規の課程を修めて卒業した者

二 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

三 外国の歯科技工に関する学校を卒業し、又は歯科技工士の免許に相当する外国の免許を受けた者で、厚生大臣が第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

第十五条中「都道府県知事は、」を削る。

第十六条中「第十四条第一号に規定する歯科技工士養成所並びに試験科目及び」を「試

験の科目、」改める。

第二十条の見出し中「注意」を「制限」に改め、同条中「当つては」を「当たつては」に、「<sup>こ</sup>咬合採得」を「<sup>こう</sup>合採得」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、歯科医師の直接の指示に基づいて、印象採得、<sup>こう</sup>合採得又は試適を行う場合は、この限りでない。

第二十七条第一項中「都道府県知事及び」を「厚生大臣、都道府県知事又は」に、「当該吏員」を「当該職員」に改め、同条第二項中「当該吏員」を「当該職員」に改め、同条第四項中「前二条」を「第二十四条又は第二十五条」に、「附して」を「付して」に改める。

第三十一条第三号中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

#### 附 則

( 施行期日 )

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

( 旧法による免許を受けている者等 )

第二条 この法律の施行の際現に改正前の歯科技工法（以下「旧法」という。）の規定による歯科技工士の免許（以下「旧免許」という。）を受けている者又は旧法の規定による歯科技工士試験に合格した者でこの法律の施行の際現に旧免許を受けていないものは、それぞれ、歯科技工士等に関する法律（以下「新法」という。）の規定による歯科技工士の免許（以下「新免許」という。）を受けた者又は新法の規定による歯科技工士国家試験に合格した者とみなす。

2 前項の規定により新免許を受けた者とみなされた者及び前項の規定により歯科技工士国家試験に合格した者とみなされて新免許を受けた者に対しては、新法第二十条ただし書の規定を適用しない。ただし、厚生大臣の指定した講習会の課程を修了した者については、この限りでない。

( 旧法による歯科技工士名簿等 )

第三条 旧法の規定による歯科技工士名簿は、新法の規定による歯科技工士名簿の一部とみなす。

2 旧法の規定によつてなされた歯科技工士名簿への登録は、新法の規定によつてなされた歯科技工士名簿への登録とみなす。

3 旧法の規定によつて交付された歯科技工士免許証は、新法の規定によつて交付された歯科技工士免許証とみなす。

( 受験資格の特例 )

第四条 次の各号の一に該当する者は、当分の間、新法第十四条の規定にかかわらず、歯科技工士国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に旧法第十四条第一号又は第三号に該当する者で、厚生大臣の指定した講習会の課程を修了したもの

二 この法律の施行の際現に旧法第十四条第一号に規定する歯科技工士養成所であるものにおいて、厚生大臣の指定した歯科技工に関する科目を修め、この法律の施行後昭和五十四年三月三十一日までの間に、卒業した者

(旧法による業務の停止処分)

第五条 旧法の規定によつてなされた業務の停止処分で、この法律の施行の際現にその効力を有するものは、新法第八条第二項の規定によつてなされたものとみなす。

(施行前の行為に対する罰則の適用)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係法律の整理等)

第七条 前五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

## 理 由

歯科技工士の資質の向上を図るため、歯科技工士の免許制度等を改正する必要がある。  
これが、この法律案を提出する理由である。